

学校運動部活動における「体罰」問題に関する研究 ——体罰を肯定する意識に注目して——

長谷川 誠

神戸松蔭女子学院大学人間科学部

Author's E-mail Address: hase@shoin.ac.jp

Study on corporal punishment in School Athletic Clubs: Focusing on the prevailing opinion of acceptance of corporal punishment

HASEGAWA Makoto

Faculty Human Sciences, Kobe Shoin Women's University

Abstract

本稿は、外部指導者導入の強化を控え、今一度、学校運動部活動における体罰を肯定する意識に注目し、その背景にあることを整理しながら、今後の体罰根絶に向けての手がかりを探っていくことを目的とする。

学校運動部活動における体罰をめぐる議論においては、これまでも体罰を肯定する文化があることについてしばしば指摘がなされてきた。当然ながら、スポーツ界全体で体罰根絶を目指すなかでは、体罰を肯定することは断じてならない。しかし、本稿においてもスポーツ活動を通じて自己形成されたと考える者ほど、体罰を肯定する意識が強く、その者が指導者となることで、再び体罰が繰り返される可能性がある点が再確認されている。

他方、学校現場においては、多忙をきわめる教員の部活動指導にかかわる労力を改善する方策として外部指導者の活用を強化する動きがみられる。しかし、外部指導者に対する期待が技術指導に偏重していることで、部活動の生徒指導機能が十分に働いていないことや、残念ながら外部指導者による体罰事案が散見させるのも事実である。

このように外部指導者が部活動指導にかかわる範囲が広がるなかで本稿では、体罰根絶のためにも学校顧問のみならず外部指導者の指導観の形成プロセスに注目することや、自治体、地域社会が学校現場と一体となった取り組みをすることが重要であると指摘している。

The purpose of this study was to search for methods to prevent physical punishment in school athletic

clubs while paying attention to the prevailing opinion that accepts physical punishment as part of school athletic club activities.

There has been a culture of accepting physical punishment in school athletic club activities. However, physical punishment is unacceptable, and my aim is to eliminate physical punishment from all sports. However, if a person who had been shaped by engaging in sports activities becomes a coach, there is a high likelihood that this coach will resort to physical punishment and pass this behavior on. In addition, there is pressure to hire outside coaches and technical guidance is expected from the outside coaches. Yet, at the same time, student discipline is not being handled appropriately by regular teachers, and the outside coaches resort to physical punishment. Under these circumstances, it is important to pay attention to the processes that form the areas of responsibility of both educational staff and outside coaches. Also, the local government and community should work together with schools to prevent physical punishment in schools.

キーワード：運動部活動、体罰、外部指導者

Key Words: school Athletic Clubs, corporal punishment, outside coaches

1. 問題の所在

学習指導要領における部活動の取扱いについて、1989年以降の学習指導要領における学校部活動に関連する記述をみると、1989年に、部活動への参加をもって特別活動のクラブ活動の履修に替えられる「部活代替措置」が認められ、さらに、1998年、1999年には中学校・高等学校では特別活動におけるクラブ活動を廃止されることとなった。そして、2009年の学習指導要領改訂においては、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と、初めて学習指導要領に部活動と教育課程との関連が明記されたのである。これにより、部活動はあくまで教育課程外の活動でありながら、中学校、高等学校においてはきわめて教育的な意味合いが強いことをあらためて認識されることとなったのである。

これまでも部活動の教育的意義については指摘されてきた。たとえば、文部科学省（1997）は、運動部活動は生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成することや、生徒のスポーツ活動と人間形成を支援するものであるとしている¹⁾。また、西島央、中澤篤史ら（2006）が中学生、高校生を対象に実施した調査研究によると、「部活動の加入者は、勉強への態度が良好な傾向にある」「部活動は、日常の生活態度に影響を与えている（良い影響）」「部活動と勉強は排他的関係ではなく、共存的関係にある」といった教育的効果が認められたことや、上記の指摘のほか、部活動加入者が高校進学先を考える際に、7割の生徒が進学先の部活動環境を重視していることが明らかになっている²⁾。これらをみると、2009年の学習指導要領改訂における部活動の取り扱いについての記述は、あらためて部活動が学校教育現場において重要な位置づけにあることを示した意味でも重要であるといえ、清水将（2011）は「部活動の教育的意義が再確認された現れである」と評価している³⁾。

しかしながら、このように、学校教育における部活動の位置づけが変化するなかでも、「体

罰」問題にかかわる報道等は後を絶たない。なかでも、2012年の大阪市立桜宮高校における体罰事案は記憶に新しい。文部科学省としても、こうした状況や、大阪市桜宮高校での体罰事案を受けて、「運動部活動の在り方に関する調査研究協力会議」を設置することとなり、2013年5月に「運動部活動での指導のガイドライン」を含めて調査研究報告書がまとめられることとなったのである⁴⁾。

では、なぜ、こうした部活動中の体罰が減少しないのであろうか。その理由のひとつに、依然として、勝利至上主義、精神論に基づいた指導論のなかで体罰を肯定する考えが強いことが指摘できる。たとえば、朝日新聞社（2006）が実施した高校野球指導に関するアンケートによると、体罰への認識として「やむを得ない」「必要だ」と容認する指導者が60%に達し「許されない」は39%にとどまった。そして容認する人のうち実際に体罰をふるったことがある人は81%を占め、これらは体罰が指導の一環に組み込まれてきたことを示す数字で、容認論も根強いと報じている。さらに高校時代の体罰経験が「自分のためになった」「当時は嫌だったが、今はためになったと思う」と感じている人は81%に達し、そのうち体罰をふるった人は85%。「ためにならなかった」と答えた人では57%にとどまり、体罰を肯定的に受け止めた人ほど、自らも体罰をした割合が高くなっているとしている⁵⁾。また、競技に対する意識が高い集団において体罰が発生しやすい点について長谷川裕介（2013）は、指導者の問題行動（暴力）は団体競技の運動部、活動日数ならびに参加大会レベルが高い部活動、また、指導者が体育科の教員の場合、部員に対する暴力が発生しやすいことを明らかにしている⁶⁾。そして藤井清二（2013）は、体罰がなくなる理由に、スポーツ指導において「理不尽なものを受け入れて強くなる」という文化があることを指摘しており⁷⁾、これらの指摘をみると、運動部活動特有の体罰発生要因があることがみてとれる。

こうした問題を抱えるなか、文部科学省は2008年に教育振興基本計画のなかで「学校における体育及び運動部活動の推進」の方策のひとつとして「学校体育及び運動部活動の充実を図るため、外部指導者の積極的な活用を促す」と示している⁸⁾。そして2015年7月、文部科学省は、「チーム学校」の実現に向けて、教員とは別に、部活動の顧問や引率などができる「部活動支援員（仮称）」の導入について言及をしたのである⁹⁾。このような取組みの背景には、多忙をきわめる教員の負担軽減や、部活指導における指導状況の問題がある。日本体育協会（2014）の報告によると¹⁰⁾、現在担当している競技の過去経験有無について、中学校で47.9%、高等学校で55.0%の教員が、自身が競技経験のない部活の顧問となっていることや、自分の専門的指導力の不足を感じている教員が、中学校で26.7%、高等学校で24.3%となったと報じている。さらに部活指導をすることで自分の研究や自由な時間等の妨げになっていると考える教員が中学校で13.6%、高等学校で7.9%いることも明らかとなり、教員にとって部活指導が負担となっていることがうかがえる。そして、このような問題を解決するために、部活動支援員（仮称）の導入が検討されているわけだが、この外部者による指導は既におこなわれており、外部指導者の体罰についても問題点として指摘されているのである¹¹⁾。

以上のように、学校運動部活動を取り巻く環境は大きく変わろうとしているなかでも、「体罰」は重要な問題として注目され続けている。そして、その背景には依然として部活動指導

における「体罰」を肯定する意識が根強くあり、体罰根絶を阻む大きな要因として立ちはだかつているのである。

そこで本稿では、外部指導者導入の強化を控え、今一度、学校運動部活動における体罰を肯定する意識に注目し、その背景にあることを整理しながら、今後の「体罰」根絶に向けての手がかりを探っていくことを目的とした。

2. 学校運動部活動と体罰

まず、学校現場における体罰の実態についてみてみたい。文部科学省によると、2013年度に体罰で処分された教員が、公立高校で3953人が対象となりこれまでの最多となるなど、依然として大きな社会問題となっている¹²⁾。発生学校数をみると(表1参照)、小学校の5.50%に比べ、中学校16.16%、高等学校23.70%と高い状況となっている。また、体罰時の発生場面、場所をみると(表2参照)、場面としては小学校が授業中59.1%に対して、中学校、高等学校は部活動中が高く、それぞれ38.3%、41.7%となっており、これにともない、場所は、小学校が教室67.4%に対して、中学校、高等学校は運動場、体育館が、それぞれ40.5%、42.4%と高い割合となった。このように小学校より中学校、さらに高等学校において体罰が発生する割合が高く、なかでも部活動中における体罰の割合が高いことがみてとれるのである。

表1 平成24年度における体罰の状況－発生学校数－(国公立合計)

	発生学校数A	学校数B	発生率(A/B)
小学校	1,181校	21,460校	5.50%
中学校	1,729校	10,699校	16.16%
高等学校	1,190校	5,022校	23.70%
中等教育学校	4校	49校	8.16%
特別支援学校	38校	1,059校	3.59%
高等専門学校	10校	57校	17.54%
合計	4,152校	38,346校	10.83%

(出典) 文部科学省「体罰の実態把握について(第2次報告)」より作成

表2 平成24年度における体罰の状況－体罰時の状況－(国公立合計)

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合 計
(1)場面	授業中	922(59.1%)	687(24.5%)	483(21.3%)	3(27.3%)	27(57.4%)	2,136(31.8%)
	放課後	72(4.6%)	323(11.5%)	242(10.7%)	1(9.1%)	4(8.5%)	644(9.6%)
	休み時間	267(17.1%)	324(11.6%)	203(8.9%)	0(0.0%)	5(10.6%)	802(11.9%)
	部活動	21(1.3%)	1,073(38.3%)	948(41.7%)	1(9.1%)	2(4.3%)	2,047(30.5%)
	学校行事	45(2.9%)	74(2.6%)	137(6.0%)	5(45.5%)	2(7.4%)	265(3.9%)
	ホームルーム	62(4.0%)	82(2.9%)	77(3.4%)	0(0.0%)	2(4.3%)	223(3.3%)
	その他	170(10.9%)	242(8.6%)	182(8.0%)	1(9.1%)	5(10.6%)	604(9.0%)
	教室	1,050(67.4%)	730(26.0%)	532(23.4%)	4(36.4%)	26(55.9%)	2,352(35.0%)
(2)場所	職員室	2(0.1%)	45(1.6%)	95(4.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	144(2.1%)
	運動場・体育館	215(13.8%)	1,136(40.5%)	964(42.4%)	2(18.2%)	6(12.8%)	2,333(34.7%)
	生徒指導室	7(0.4%)	95(3.4%)	58(2.6%)	0(0.0%)	1(2.1%)	161(2.4%)
	廊下・階段	161(10.3%)	355(12.7%)	194(8.5%)	0(0.0%)	2(4.3%)	712(10.6%)
	その他	124(8.0%)	444(15.8%)	429(18.9%)	5(45.5%)	12(25.5%)	1,019(15.2%)

(出典) 文部科学省「体罰の実態把握について(第2次報告)」より作成

こうした学校における体罰発生のメカニズムについて浜田寿美男（2014）は、「体罰の暴力は構造的暴力の具現である」と指摘し、その構造的要件として、①内発的な閉鎖性があることで、②反撃や批判のできない一方的な支配-服従関係が絶対的なものとして成員を囲み、③成員間に共有されて集団を成り立たせている価値・規範意識、の3つがあるとして、これらが、前提条件として働いていると述べている。そして続けて、「その集団を指導するおとなが、集団内の価値・規範意識の実現に熱心であればあるほど、指導されるべき子どもの「はみ出し」や「違反」への許容度はそれだけに小さくなり、またそれを指導しようとする熱意と行動は高まる。体罰という行動はこの延長上に現れる」と論じている¹³⁾。この指摘は、学校全体における体罰発生のメカニズムに対しての記述であるが、前述の富江、長谷川らの指摘と合わせて考えると、スポーツ活動の価値が「勝利すること」というきわめてシンプルな状況下において、部活動という閉鎖的な空間のなかでは、指導者（教員）、選手（生徒）という絶対的な服従関係を作り出しやすいといったように、運動部活動には浜田のいう体罰発生の構造的3要件を満たしやすい環境があることを理解しなくてはならないといえる。

また、部活動の体罰に関する研究について、平田淳・岡田賢宏（1998）の研究にも触れておきたい。平田・岡田らは、戦後の35の体罰判例に注目し、「体罰が発生する構造」を明らかにすることを試みた。そのなかで、体罰事案のあった学校内では体罰を用いた指導方法には教員集団の中に対立があったにもかかわらず、判決文において、事案の被告となった県サイドの意識のなかには、体育型部活動においては、教える側と教えられる側との間に、「しごき」や「体罰」を甘受するという黙示の相互理解があり、その違法性は阻却されると考えていた、とすることに注目し、県としては「部活動」においては、多少の体罰を用いることを容認している立場を「公式」ととっていたということができると読み取れると指摘している¹⁴⁾。そして、この判決文において「部活動が高校の必須科目ではなくいわば同好会組織であることを前提としている」ことも注目すべき点である。ここからは、部活動指導には、体罰行為があり得ることを暗黙に承認している様子が見え隠れしているとともに、正課外であることにより、体罰を容認する特殊性を生んでいるといった見方をしていることがみてとれるのである。

また、望月浩一郎（2013）は、「桜宮高校事案、全日本女子柔道チーム事案後でも、暴力行為を容認する意見が根強くある」と指摘したうえで、これらが指導者のみならず、保護者、市民にも多くいることに対し警鐘を鳴らし、その背景には「勝利至上主義」過度な「競技志向」があるとしながら、スポーツにおける暴力行為の主要因を「勝利至上主義」「競技志向」とする立場は、「競技力を向上させるためには暴力行為が有効だ」という暴力行為肯定論者と同じ誤った立場に立っていることに気づかなければならないと論じている¹⁵⁾。これは非常に興味深い指摘である。先述の平田、岡田の指摘と合わせてみると、部活動が学校教育のなかに置かれていながらも、正課外の活動であることで独特な閉鎖的な空間を作り出し、そこで絶対的な服従関係のなかで「勝利」や「技術向上」といった誰もが肯定せざるをえない名分を課せられることで、「暴力」が隠ぺいされてしまうことを示していると考えられるからである。

内田良（2015）は、学校現場においては体罰が暴力であることを認めながらも「教育の一環」として扱われている点や、体罰が「叱咤激励」と解釈され、さらには「罰」という意味で、必要悪との語感も含まれてしまうこと、そもそも教育界が暴力に甘い点を鋭く指摘している¹⁶⁾。つまり、内田が指摘するように、もともと学校現場においては体罰を容認する文化があるなかで、さらに運動部活動においては、勝つためには、ときに暴力という理不尽な事に耐えることを求められ、それが場合によっては指導者のみならず、保護者、地域社会を巻き込みながら体罰を肯定する雰囲気を作り出すこともあるという、特殊な文化が存在していることがうかがえるのである。

3. 再生産される体罰を肯定する指導観

ここでは、はじめに、将来、学校現場で運動部活動の指導者を目指す学生の体罰に対する意識を概観しながら、これらをふまえて体罰意識が醸成される背景、再生産される要因についてみてみたい。

公益社団法人全国大学体育連合（2014）の報告によると、大学生の20.5%が「体罰経験あり」、79.2%が「体罰経験なし」となり、2割程度の学生が過去に体罰を受けた経験があったことがわかった¹⁷⁾。次に、「体罰を受けてその後どうなったか」については、図1が示すように、「精神的に強くなった」が58.4%で最も多く、2位は「反抗心を持った」35.4%となった。そして、「体罰の必要性」について問われると（図2参照）、体罰経験ありの者は、「体罰は必要」が

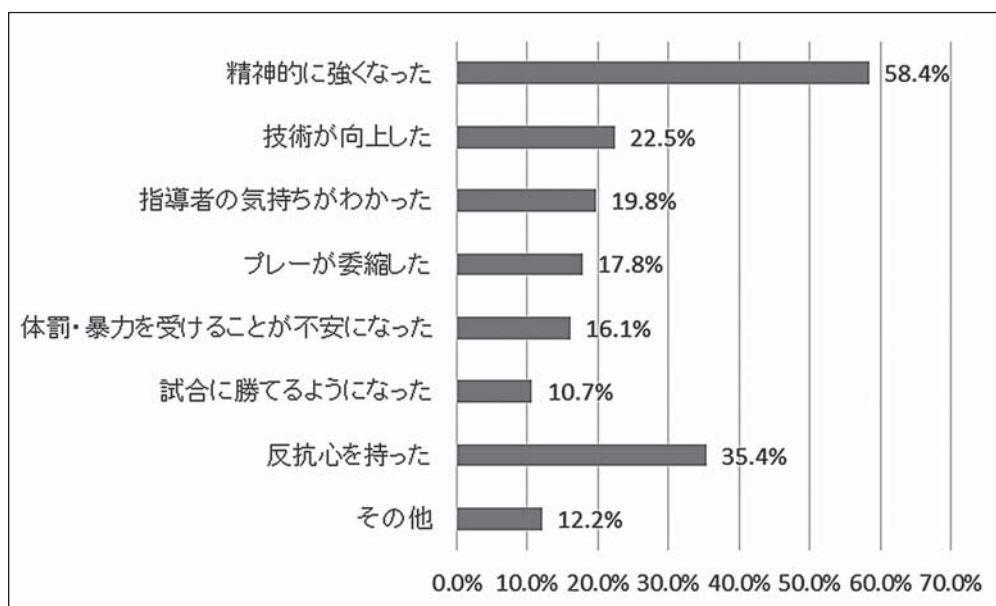


図1 体罰を受けてその後どうなったか

(出典) 公益社団法人全国大学体育連合「運動部活動等における体罰・暴力に関する調査報告書」より作成

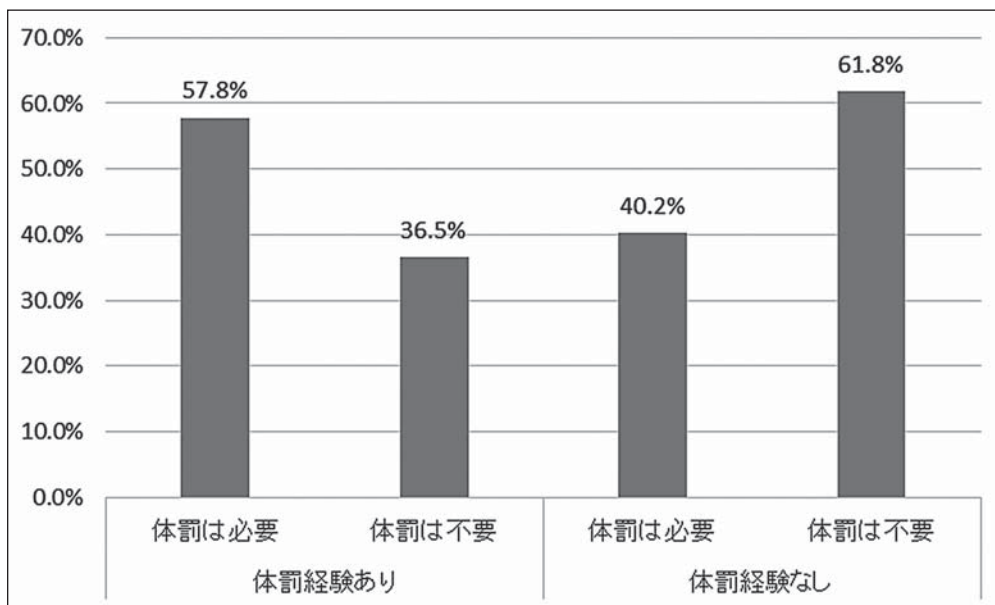


図2 体罰の必要性

(出典) 公益社団法人全国大学体育連合「運動部活動等における体罰・暴力に関する調査報告書」より作成

57.8%、「体罰は不要」が36.5%となり、一方で体罰経験なしの者は、「体罰は必要」が40.2%、「体罰は不要」が61.8%となった。

さらに、この「体罰経験あり」と答えた者うち、将来運動部活動等のスポーツ指導になりたいと思う割合が50.6%となり、「体罰経験なし」の25.5%と比べても高い数値となったのである。つまり、体罰経験がある者ほど、将来、運動部活動等のスポーツ指導者になりたいと考える傾向があることが明らかとなったのである。

ここで、注視しなくてはならない点は、体罰を受けたことに対して「精神的に強くなった」と答えた者の割合が高いことである。このような体育活動を通じた精神力の強化、向上といった捉え方が生じたのは、そもそも体育活動が、富強主義を背景とした兵式体操重視による精神主義（軍隊的気質・徳育の涵養）と、普通体操による体力主義（体力の増強）に代表されるかたちとが根底にあるからだとされる¹⁸⁾。そして、渡辺雅之（2014）は、日本のスポーツ界の体罰体質について、体罰の起源が軍隊にあるとの論はよく首肯されているとし、軍隊はまさに殴る世界であり、合理的な理由はいらぬといった軍隊独特の手法がスポーツにもそのまま流用されたと指摘する。続けて「選手は示された期限までひたすら指導者の指示に盲従する。体罰すら期限後の報酬に対する代価として受忍する。報酬とはスポーツの好成績であったり、上級学校への推薦入学、就職等である」と述べている¹⁹⁾。つまり、学校運動部活動における体罰の背景には、これまで日本が歩んできた歴史のなかで醸成された独特な文化があるといえるのである。

このように、体罰肯定の意識は、軍隊における精神主義、根性論を基礎に定着させること

となったのであるが、これはスポーツの本来の意味からすると、際立って異常なことだといえる。玉木正之（2013）は、スポーツを「遊戯」とする訳語が原義に近いとし、「スポーツ Sports」の語源「デポルターレ deportare」には、「休養する」「気晴らしする」「楽しむ」「遊ぶ」と意味を持っており、スポーツを「運動」や「体育」と訳すよりも、「遊戯」とすることが本来の意味に近いと述べている²⁰⁾。つまり、本来的に楽しいはずのスポーツ活動において、暴力行為があることだけでも理解しがたいなかで、学校運動部活動においては、たとえ暴力であっても、「精神的に強くなる」のであれば、その暴力にも教育的意義があるといった誤った意識が醸成されており、結果、こうした意識が体罰を常態化させる素地となってしまうのである。まさに、内田が懸念している「教育の一環」といった言葉で、暴力が隠ぺいされているといえるのである。

また、こうした体罰を容認する意識が形成される要因として浜田寿美男（2014）は、大学スポーツ推薦制度の影響を指摘する。浜田は、大学や高校にとってスポーツ競技が大きな宣伝効果をもつことでスポーツ推薦が全国に一般化するなかで、「競技結果が教員の評価のみならず、生徒や保護者にとって大きな意味をもつし、同時に指導者に従順であることで自らの評価を高く認めてもらうことも重要になってくる。そうした状況があるからこそ、部活のチームとしての（閉鎖性）が求められ、成員間の指導（支配）－服従の絶対的關係が強化させることになる」と論じている²¹⁾。そして、田村公江（2014）は、「スポーツ推薦で大学入学した学生の多くが体罰を容認している」ことや、「中学、高校の体育会系部活をがんばってきた学生は、体罰を含めて部活経験に誇りを持っている」ことを指摘している²²⁾。つまり、スポーツ競技において技術力があり、かつスポーツを手段として上級学校へ進みながらキャリアを形成することによって、より一層、自身の経験を肯定的に捉えることとなるのである。そして、近藤良享（2000）は、「過去に体罰を受けても今現在に満足していると、肯定的とも受け取れる発言になる」のは、「人間には過去を懐かしみ、美化する傾向がある」ことが背景にあると論じている²³⁾。

こうした指摘や、体罰経験がある者ほど、体罰を必要と考えることや、スポーツ指導者になりたいと思う割合が高い調査結果をふまえると、スポーツ活動によって、規範意識や精神力が身についたと考え、自己のキャリアが築かれたといったメンタリティをもった者たちが、スポーツ指導の場に着いてしまうことによって、「体罰指導によって教育的効果が得られる」といったメンタリティが世代間で継承される可能性があるといえる。

4. 外部指導者制度の強化にともなう若干の懸念

それでは、冒頭で述べたように、部活動指導環境の大きな変化として、外部指導者制度の強化をする「部活動支援員（仮）」の導入をうけての新たな課題として、「体罰」問題の観点から検討してみたい。

さて、この外部指導者制度については既に導入されており、多くの調査研究もなされている。文部科学省（1997）の「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」のなかで「今後も、全体として、教員（顧問）数の減少や顧問の高齢化が進んでいく状況であることを踏まえると、

多様な生徒のスポーツニーズにより広くこたえるためには、少しでも多くの教員が顧問になることを働きかけるとともに、外部の指導者の協力を求めることが必要である」としている²⁴⁾。また、ここでは、「運動部の顧問にとっては、その外部指導者の持っている実技指導力を学び、自らの指導力を向上させることができる機会であると積極的に理解されることを期待」や「顧問を中心として、生徒、保護者、外部指導者を含めて、一体となって運動部を運営していくような取組が望まれる」といったように、あくまで外部指導員は顧問の補助的役割であり、かつ、実技指導の面を強化することに対する期待が大きいことがうかがえるのである。

しかし、残念ながら外部指導者の体罰問題が生じていることは既に述べたとおりである。この要因については外部指導者が技術指導において中心的な役割を担うことに偏り、生徒指導の面での機能が働いていないことがあると考えることができる。この点について中澤篤史・西島央（2003）は、地域の外部指導員導入を検討するにあたっては、生徒の活動にとって「事故責任の補償問題」と「顧問教師の必要性」が重要となることや、部活動を通しての「生徒指導」の意味合いが強いなかで、部活動が学校から切り離されることは、生徒指導の一部を外部的化することにつながり、子どもに対しての直接的な社会化機能の地域社会への分化、または喪失を意味していると指摘している²⁵⁾。さらに、森田啓之（2011）は、「外部指導者が導入されることで生じる問題には、外部指導者の行き過ぎという事例が多い」と指摘する。その理由に、外部指導者は一般的に専門的技術指導が期待されているが、学校生活における子どもの実態を理解しないなかでの行き過ぎた技術指導などがあげられるとしながら、こうした問題は外部指導者個人に起因するのではなく、そこに関わる全ての人（教育行政職、学校管理職、顧問教員、生徒、保護者）の責任であると捉え、顧問教員と外部指導者が対等な同じ土俵でコミュニケーションをとることが重要であると指摘し、そのためにも学校の中での共通見解をもつことが必要であると論じている²⁶⁾。

これに関しては、興味深いデータがある。神奈川県が実施した調査（2014）によると、部活動において適切だと思う活動日数について聞いたところ、教員は5日とする割合が36.7%と最も多かったに対して、外部指導者は6日とした割合が55.6%と圧倒的に多かったのである²⁷⁾。そして、この結果に対して、内田良（2015）は、外部指導者の下では生徒の身体的負荷が増すことの懸念や、同報告書において、部員のスポーツ障害の予防に対する意識が、教員より外部指導者が低い結果となったこともあわせて、現状においては外部指導者の専門性や指導力が多様であるなかでは、「外部指導者＝善きもの」とし学校現場に導入されることに警鐘を鳴らし「生徒のことを考えるならば、外部指導者の質をいかに確保すべきか、これが外部指導者導入の最重要課題といえる」と論じている²⁸⁾。この実態を中澤や西島、森田の指摘と合わせて考えると、部活動を通じた生徒指導が軽視され、外部指導者が技術指導を中心とした役割に偏重してしまうことは、部活動の教育的意義を見失う危険をはらむことになる。さらに、自分のプライベートを犠牲にしてまで指導してくれる外部指導者の純粋に勝敗にこだわる姿は、学校や保護者、ときには生徒自身からみると「善きもの」に映ることになるが、それが強くなりすぎると、生徒に精神的、身体的苦痛を与えかねないのも事実である。

こうした現状を考えると、やはり、文部科学省が進める「部活動指導員（仮称）」の導入に

際しては、指導者としての資質をいかに担保するのが重要となる。とりわけ、本稿のテーマでもある「体罰」に対する指導者自身の捉え方は、前節でもみたように、スポーツ活動が自己を形成する大きな要因であったと考える者ほど、体罰を肯定する傾向がみられるため、単に競技実績や指導に対する熱意があるといったことだけでは、指導者の資質を見極めることは難しいと捉えるべきである。関嘉比古（2009）は、学習指導要領上の部活動の取り扱いについて「これは法的・制度的な問題点を解決しないままでの部活動の強化策（いわば学校と地域社会への丸投げ）である」と懸念したうえで、外部指導者は必要であるとの立場をとりつつ、「学校教育の一環としての部活動の指導者として、部活動に対する考えを共有できるように、外部指導者に十分な研修を課し、部活動指導者としての資格認定を行うことなどが望ましい」と指摘している²⁹⁾。

確かに、将来、運動部活動やスポーツ指導者を志望する学生が、大学時代に教員養成課程を履修しながらも、結果的に、教員という立場でなく教員免許を保有している外部指導者として部活指導者として携わることも考えられるが、これについては、最低限、大学において教員養成課程を修了しているので、こうした体罰問題の他、教育問題に対する考え方や対処方法を学んでいるとすることはできる。しかし、教員養成課程を経ていない学生や、高校卒業後に就職しながらスポーツ活動に取り組んでいる者などは、学校教育全般から生徒指導の重要性やスポーツの教育的意義に関する知識を持たずに、経験値に頼った手法で指導にあたっている現状や可能性があることも考えられる。

もちろん、こうした指導者の研修については、各自治体単位で、体罰防止に向けて様々な取り組みがおこなわれている³⁰⁾。そして、日本体育協会（2014）も、競技によっては資格制度が整備されていない状況があることに対して、コーチとして活動するためには競技経験だけでなく、コーチの育成制度の充実とスポーツ指導者資格の保有を促進させる動きを強めている³¹⁾。しかし、言い換えると、体罰防止に対する社会的意識は高まってはいるものの、制度設計においては未だ過渡期にあると言わざるを得ない状況であるということである。

とはいえ、多忙をきわめる学校現場の教員の現状を考えると、部活動指導に関わる諸所の課題は改善しなくてはならない。この点について鈴木知幸（2013）は、外部指導員導入について一定の理解を示しつつも、自治体によって取組の差が生じると運動部対策の地域差が広がることを懸念し、学校教育の一環として必要な、予算、人材、規約等を全国レベルで標準化することや、部活現場での体罰防止には、複数人による可視化、透明化、協働化することも重要な取組であると指摘する。そして、作野誠一（2014）も、「部活動が教育活動の一環として位置づけられている以上、外部への委託は決して「丸投げ」になってはならない」とし、「自治体や学校、そして教師が、外部の指導者（支援者）を見極める能力を高め、それぞれをうまく結びつける力を身につけることが、さらに外部指導者を普及・定着させるための鍵となるであろう」と述べている³²⁾。今回の「部活動指導員（仮称）」の導入に対する期待は、今後ますます高まっていくものと考えられる。そうした期待に応えるためにも、このような問題点を一つひとつクリアしていく必要があり、そのためには学校現場のみならず、自治体、地域社会が一体となった制度づくりが重要となる。

いずれにしても、部活動の教育的意義が再認識され、部活動指導の環境が大きく変わろうとするなかでは、運動部活動における体罰問題において、教員を顧問とする指導体制下のみならず、外部指導者の体罰の捉え方に注目することは重要な視点であるといえるのである。

5. おわりに

最後に今後の課題について述べておきたい。

今日のように、部活動に対して教育的役割を担うことが求められ、体罰根絶に向けた取り組みが強まるなかでも、依然として、体罰指導肯定論が根強く残ることを見過ごすことはできない。しかし、本稿においても、体罰を肯定する文化が定着していることや、スポーツ活動を通じて自己形成されたと考える者ほど、体罰を肯定する意識が強く、その者が指導者となることで、再び体罰が繰り返される可能性があることが確認された。こうしたなかでも、今後、外部指導者に対する期待は高まっていくのは明らかであるが、部活動環境における体罰等の行き過ぎた指導を防ぐためにも、外部指導者に対しては、部活動があくまで学校教育のひとつの取り組みであることや、生徒指導の観点に主眼においた指導方針を立てることが重要であることを理解させる必要がある。そのためには、外部指導者の指導観の形成プロセスについて注目し、体罰根絶に向けた方策を構築することが重要となるであろう。この点については、今後の課題としたい。

文献一覧

- 1) 文部科学省「我が国の文教政策－心と体の健康とスポーツ」1998 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199801/hpad199801_2_051.html : 2015年6月3日アクセス
- 2) 西島央・中澤篤史・羽田野慶子『部活動 その現状とこれからのあり方』学事出版 2006 pp.84-98
- 3) 清水将「高等学校における運動部活動の教育課程上の位置づけに関する研究」『東亜大学紀要第14号』2011 p.26
- 4) このガイドラインでは体罰の定義を次のように定めている。
 - ①殴る、蹴る等
 - ②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、完全確保の点から認めがたい又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す
 - ③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
 - ④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
 - ⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な

発言を行う。

⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

(文部科学省運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」2013 p.15)

- 5) 朝日新聞「詳報 高校野球指導に関する本社アンケート」<http://www.asahi.com/koshien/88/news/OSK200606050026.html> : 2015年8月6日アクセス
- 6) 長谷川祐介「高校部活動における問題行動の規定要因に関する分析の試み－指導者の暴力、部員同士の暴力・いじめに着目して－」『大分大学教育福祉科学部研究紀要 第35巻 第2号』2013 p.160
- 7) 藤井清二『体罰はなぜなくなるのか』幻冬舎 2013 pp.145-146
- 8) 文部科学省『教育振興基本計画』2008 p.22-23 http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/05/16/1335023_002.pdf: 2015年6月30日アクセス
- 9) 文部科学省「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会 中間のまとめ) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/052/sonota/1360372.htm : 2015年8月20日アクセス
- 10) 公益財団法人日本体育協会『学校運動部活指導者の実態に関する調査報告書』2014 <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/houkokusho.pdf> : 2015年7月20日アクセス
- 11) たとえば西日本新聞は2013年3月、大分県内の中学校において剣道部の外部コーチが部員に対して繰り返し体罰をおこなっていたと報じている。(http://www.nishinippon.co.jp/nsp/kendo/news/20130319/20130319_0001.shtml : 2015年6月12日アクセス)。また、神奈川新聞は、神奈川県内の中学校柔道部の外部指導者が、体罰を受けた部員らの訴えにより辞任したことや、学校側も指導を外部指導者に丸投げしていた体制を改めるとしたことを報じている。(<http://www.kanaloco.jp/article/61769> : 2015年6月14日アクセス)
- 12) 日本経済新聞社は、2013年度に児童生徒への体罰で懲戒処分などを受けた公立学校の教員が2102年度より1700人増の3953となり、過去最多を更新したことが文部科学省のまとめでわかったと報じている。http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG30H5Q_Q5A130C1CC1000/ : 2015年5月22日アクセス
- 13) 浜田寿美男「体罰が起こる心理・構造的なメカニズム」『教育と文化 74号』2014 p.62
- 14) 平田淳・岡田賢宏「体罰が発生する「構造」とその個性－判例研究の方法論に関する一つの新たな試み－」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要 第17号』1998 pp.45-46

- 15) 望月浩一郎「スポーツにおける暴力・セクハラ・パワハラの法的諸問題」森川貞夫編『日本のスポーツ界は暴力を克服できるか』かもがわ出版 2013 pp.119-123
- 16) 内田良『教育という病 子どもと先生を苦しめる「教育リスク」』光文社 2015 pp.117-124
- 17) 調査対象は、全国大学連合体育連合に加盟する大学の学生 3,957 名（うち運動部所属経験有り 3,638 名、所属経験無し 318 名）。
- 18) 川辺光「日本人のスポーツ観の構造的特質」『東京外語大学論集 30』1980 pp.256-257
- 19) 渡辺雅之「スポーツにおける体罰の根源とは何かと問われて考え続けなければならないこと」『東京学芸大学附属竹早中学校 no.52』2014 p.2
- 20) 玉木正之『スポーツ 体罰 東京オリンピック』NHK 出版 2013 p.95
- 21) 浜田寿美男「体罰が起こる心理・構造的なメカニズム」『教育と文化 74 号』2014 p.61
- 22) 田村公江「体罰容認の連鎖を断ち切るには－「部活における指導のあり方について語ろう」企画から見えてきたこと－」『龍谷大学社会学部紀要 第 44 号』2014 pp.1-12
- 23) 教師のなかに「体罰は生徒自身のことを考えた「愛」だ」という考えがあることについて、「もともとスポーツは失敗するようにルールが構成されています。失敗を体罰でなくそうとするのは動物の調教と同じです。失敗の原因を的確に判断し、根気よく説明しつづける心のゆとりが先生には求められています」と述べ、「愛（教師愛）は暴力（体罰）を超えられない」と結論づけている。（近藤良享「愛は暴力を超えられるか－運動部活動における体罰を倫理する－」友添秀則・近藤良享『スポーツ倫理を問う』大修館書店 pp.128-132）
- 24) 文部科学省「運動部活動の在り方に関する調査研究報告（中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議）」1997 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/001/toushin/971201.htm : 2015 年 8 月 5 日アクセス
- 25) 中澤篤史・西島央ら「都内公立中学校サッカー部の「部活改革」の事例研究－地域の外部指導・生徒の保護者の関わりに注目して－」『日本教育社会学会大会発表要旨収録 (55)』2003 pp.78-79
- 26) 森田啓之「運動部活動における「外部指導者制度の効果的活用に向けた手引き」の作成」『SSF スポーツ政策研究 第 1 巻 1 号』笹川スポーツ財団 2011 pp.266-267
- 27) 神奈川県教育委員会『中学校・高等学校生とのスポーツ活動に関する調査報告書』2014
- 28) 内田良「部活動 外部指導者導入に「待った」－子どもの安心・安全を考える－」2015 <http://bylines.news.yahoo.co.jp/ryouchida/20150329-00044314/> : 2015 年 8 月 23 日アクセス
- 29) 関喜比古「問われている部活動の在り方～新学習指導要領における部活動の位置づけ～」『立法と調査 NO294』2009 p.57

- 30) たとえば東京都では、「体罰のない部活動の推進」を目指して、全ての顧問教諭や外部指導員を対象として指導者講習会を開催。外部指導員との契約関係も明確化し、体罰等の違法行為があった場合、契約を解除することについて、あらかじめ確認することを徹底している。(東京都「体罰根絶に向けた総合的な対策」2014 pp.6-8)
- 31) 公益財団法人日本体育協会「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議（タスクフォース）報告書」私たちは未来から「スポーツ」を託されている－新しい時代にふさわしいコーチング－」2013
- 32) 作野誠一『外部指導者は運動部活動を変えられるか－さらなる普及・定着に向けた覚書き－』YOMIMURI ONLINE オピニオン 2014 http://www.yomiuri.co.jp/adv/wol/opinion/sports_141117.html: 2015年7月5日アクセス

(受付日: 2015. 12. 7)